

広島県告示第八百五十三号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第十六号）第三条
第一項の規定によつて、次の講習を指定した。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

実施法人の 名称及び住所	社団法人広島県建築士会（広島市中区千田町三丁目七番四七号）	
	定期講習又は 特別講習の別	特別講習
講習の名称	平成二二年度被災建築物応急危険度判定士講習会	
講習の対象者	建築士	
講習の実施日時 及び実施会場	実施日時	平成二十一年十一月二六日（月） 午後〇時三〇分～午後四時
	実施会場	広島県情報プラザ多目的ホール （広島市中区千田町三丁目七番 四七号）